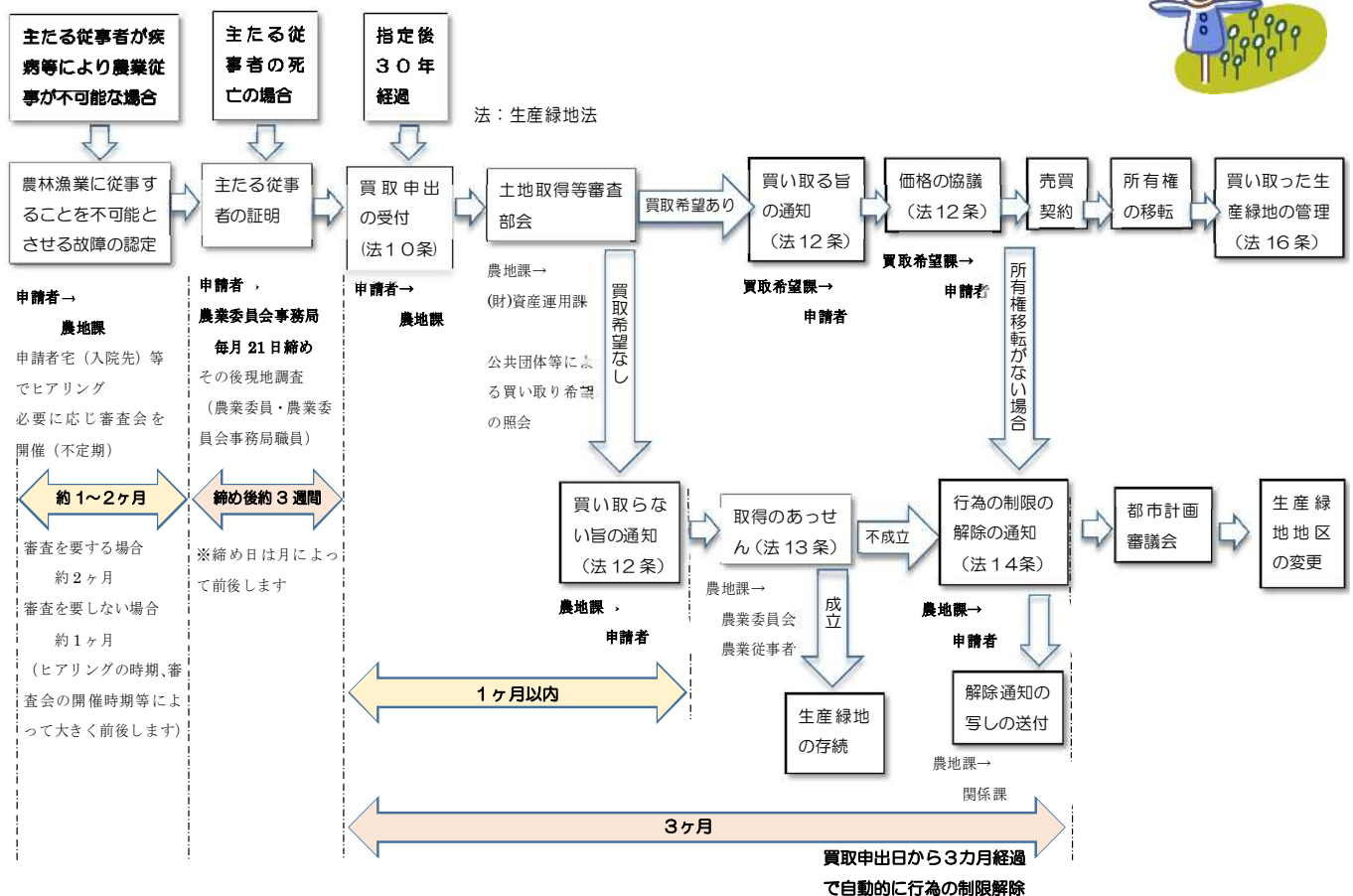


生産緑地の農業の主たる従事者証明願 提出書類

	添 付 書 類	必 要 事 項	主たる従事者	
			死亡	故障
1	被相続人の戸籍(除籍)謄本	・被相続人の死亡が確認できる戸籍 ・原本 ※法定相続情報一覧図提出時は不要。 ※コピー持参で原本還付可	◎	-
2	故障の認定通知書	・ 原本及び写し ※原本と照合のうえ、原本は必ずお返しします	-	◎
3	登記事項証明書 (全部事項証明書)	・ 原本、3ヶ月以内のもの ・ 所有者の登記簿上の住所と現住所が異なる場合、経緯を証する書面 ※コピー持参で原本還付可	◎	◎
4	公図の写し	・ 方位・縮尺 ・ 当該生産緑地地区を赤枠で表示	◎	◎
5	案内図	・ 縮尺 1/2, 500以上 ・ 当該生産緑地地区を赤枠で表示	◎	◎
6	その他	・ 1筆の一部の場合は実測図 ・ 農業委員会が特に必要とする書類等	◎	◎

生産緑地地区買取申出に係る事務手続きの流れ



川崎市農業委員会事務局

TEL 044(860)2461

R6.8版